

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する
法律施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部改正（第1条関係）

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律等の条項移動に伴う規定の整理を行うこととする。（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第21条関係）

二 国税質問検査章規則の一部改正（第2条関係）

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の条項移動に伴う規定の整理を行うこととする。（国税質問検査章規則第2条関係）

三 この省令は、令和2年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）